

青森県報

第四千四百六十八号

平成三十年
六月二十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 略痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(同) ……一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) ……二
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(中南地民局) ……三
- 右 同……………(三八地民局) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(中南地民局) ……四
- 選挙管理委員会
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体……………(事務局) ……四

告 示

青森県告示第四百八十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇〇六六	平成三〇・六・一八	社会福祉法人わかば会	弘前市大南一丁目一五	シヨートステイションよう園	弘前市大南一丁目六	平成三〇・七・一	短期入所生活介護
〇二五〇〇六七	〃	社会福祉法人わかば会	弘前市大南一丁目一五	小規模多機能ホム山崎	弘前市大南一丁目六	〃	小規模多機能型居宅介護
〇二五〇〇六八	〃	社会福祉法人わかば会	弘前市大南一丁目一五	特別養護老人ホームよう園	弘前市大南一丁目三	〃	介護老人福祉施設
〇二五〇〇六九	〃	社会福祉法人わかば会	弘前市大南一丁目一五	よう園ステイション	弘前市大南一丁目三	〃	短期入所生活介護
〇二五〇〇七〇	〃	社会福祉法人わかば会	弘前市大南一丁目一五	よう園ステイション	弘前市大南一丁目三	〃	短期入所生活介護

青森県告示第四百八十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同法第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇三〇〇一 三六	氏名又は 名称	社会福祉 法人わか ば会	住所	弘前市大 字城南五 丁目一三 の一五	事業 名称	ショート ステイお うよう園 山崎	所在地	弘前市大 字山崎三 丁目六の 一	業務開始 年月日	平成 三〇・七・ 一	備考	短期入所 生活介護
〇三〇〇一 三九	〃	社会福祉 法人わか ば会	弘前市大 字城南五 丁目一三 の一五	小規模多 機能ホー ム城南山 崎	弘前市大 字山崎三 丁目六の 一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	小規模多 機能型居 宅介護	

青森県告示第四百八十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
三条第一項の規定により、昭和四十九年二月二十三日青森県告示第百五号（急傾斜地
崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公
示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備
部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第十七号を次のとおり改める。

十七 馬門急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び
標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域（町道稲荷道路線、町道馬門支線一
号線及び県道馬門野辺地線の区域を除く。）。この場合において、各標柱を結ぶ線
は直線とする。

標柱番号を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地名	番
------	------	-----	----	----	---

一	上北郡野辺地町	家ノ上	一一二の一
二	〃	〃	一一一の一
三	〃	〃	〃
四	〃	〃	七九の三
五	〃	〃	一二五の一 地先道
六	〃	〃	五七の三
七	〃	〃	一二六の四
八	〃	〃	一二五の一
九	〃	〃	一二八の三〇
十	〃	〃	一二八の四

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す
る。

平成三十年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 藤和工業
- 二 氏名 工藤甚四郎
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡一六〇の一八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一〇〇三九一号
- 五 取消年月日 平成三十年六月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
左官工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年四月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山仁工業

二 氏名 山口仁

三 主たる営業所の所在地 青森市大字小橋字田川二七の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一〇〇五七四号

五 取消年月日 平成三十年六月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 弘前工業株式会社

二 代表者の氏名 船越秀彦

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田三丁目二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第六九五七号

五 取消年月日 平成三十年六月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東北技建株式会社

二 代表者の氏名 田村徳幸

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字十三日町一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第三〇〇一九二号

五 取消年月日 平成三十年六月八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢檜木土地改良区から、次のとおり役員の前届があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年六月二十七日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	小野 平治	弘前市大字鬼沢字山ノ越七九の一	平成三〇・五・二五

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成三十年四月三日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年六月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の 名 称	代表 者 名	会計 責任 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地
青森市未来プロジェクト	高木 順	高木 順	青森市久須志一丁目一三の一
秋穂義男後援会	秋穂 義男	秋穂 律子	西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯八三

新しい青森市をつくる会	福井 寿和	青森市西滝三丁目二二の三
大久保和夫後援会	野村 敏男	三戸郡五戸町字蛭川村四七
川崎七洋後援会	川崎 良巳	三戸郡五戸町字下毛沢向八の一
今浩一後援会	小野 正義	北津軽郡板柳町大字板柳字土井三四八の一
津島淳板柳町後援会	田中 正彦	北津軽郡板柳町大字福野田字実田五の二
	葛西 幸男	
	吹田 正弘	
	川崎 由希子	
	工藤 昭一	
	福井 紗織	

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭